

江 監 第 4 号
平成25年2月20日

江 田 島 市 長 様
江 田 島 市 議 会 議 長 様

江田島市監査委員 金村 謙三

江田島市監査委員 林 久光

財政援助団体等に対する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法同条第9項、第10項及び江田島市監査委員条例第10条の規定に基づき、その結果及び意見を報告します。

第1 監査の期間

平成25年1月25日(金)～平成25年2月7日(木)

第2 監査の対象

市長の要求に基づき(平成25年1月9日付江商第78号),江田島市観光協会の監査を実施した。

監査事項は,つぎの4項目である。

- (1) 勤務体制に関すること
- (2) 給与に関すること
- (3) 補助金事業に係る会計処理に関すること
- (4) 現金・預金通帳残高に関すること

第3 監査の方法

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が,適正かつ効率的に行われているかどうかにかんして主眼をおいた。

なお,関係書類の提出を求め,検査照合するとともに,現地調査を実施し関係職員から説明を聴取した。

第4 監査の結果

決算書,事業報告書及び必要書類を監査した結果,関係法令に準拠して適正に作成されているものもあるが,その計数は関係諸帳簿と符合しないもの,営業成績及び財政状況を適正に表示されていないと思われるものが認められた。

概要と監査意見(まとめ)は,つぎのとおりである。

監査対象 江田島市観光協会

所在地 江田島市江田島町中央一丁目3番10号

設立 平成17年4月25日

役員 会長 中島 勝
副会長 住岡 淳一
大勢登 正
濱野 博道
理事 16名（会長，副会長を除く）
監事 2名

事務局 事務局長 末次 文勝
職員 3名（事務局長を除く）

会員数 176名（法人，団体，個人） 平成24年4月1日現在
内訳 江田島町 43名 能美町 43名
沖美町 25名 大柿町 55名 市外 10名

事業 1. 広域観光ルートの整備促進
2. 観光振興のためのイベントの企画・運営
3. 観光関連資料の収集整備と情報の提供
4. 観光地の美化・観光案内施設の整備等観光地の環境整備
5. その他本会の目的達成に必要な事業

沿革 旧四町の観光協会が，新市誕生により江田島市観光協会として設立された。

江田島市から交付された平成23・24年度の補助金額は下記のとおりである。

平成23年度補助金額 13,500,000円

平成24年度補助金額 15,072,000円

結果(概要)

1 勤務体制に関すること

明確な組織及び職員の状況（役職・担当・人数・職務内容・事業の範囲）の規定が策定されておらず、職務を遂行する規則や要領等が定められていないため、職員の職務内容や決裁等が曖昧となっている。それらを裏付ける根拠として諸帳簿を確認したところ、特につぎのことが多く存在した。

- (1) 出勤簿に不備が認められた。
- (2) 時間外勤務命令の命令時間と、警備保障(株)の施錠記録に相違がみられる。
- (3) 出張命令簿及び復命書が存在していない。
- (4) 出張旅費は、市役所職員に準ずるものとしているが、実費請求されている。

2 給与に関すること

給与の条件が明記されているものは、採用時に本人に通知される「雇入(任用)通知書」のみである。協会の給与規定等が設定されないままの運営となっているため、年度途中で時間外手当、及び休日出勤手当の支給が開始されているが、その根拠となる規定や決定時の会議議事録が存在せず、口頭のみでの決裁となっている。このことにより、人件費の項目が、当初予算内では収まりきれず流用されている。

- (1) 雇入(任用)通知書には、休日手当及び時間外手当は条件としてあげられていないが、実際には支給されている。
 - (ア) 休日出勤手当 平成 23 年 10 月分から毎月定額 80,000 円支給
 - (イ) 時間外手当 平成 24 年 10 月分から毎月約 90,000 円から 100,000 円支給
平成 24 年 10 月に平成 24 年 4 月分から 9 月分までの時間外手当を遡り合計 591,166 円を支給している。
- (2) 自家用車借上げ料は、規定には定まれているが支給されている。
 - (ア) 平成 23 年 8 月から毎月定額 10,000 円支給

3 補助金事業に係る会計処理に関すること

江田島市観光協会は、指定管理の「ふるさと交流館事業」と、本来の「観光協会事業」を展開している。会計処理は、分けているが、年度途中において食事部門をふるさと交流館管理に変更している。また、決算書でも区分されていない科目等があり完全ではない。経理規定は不備で、日々の出入金伝票・振替伝票を江田島市商工会に託し、総勘定元帳・補助元帳・現金出納帳等の記帳を依頼している。しかし、日計表や定期的な合計残高試算表も確認できず、予算統制は全くなされていない。従って、監査当日、予算を大幅に超過計上した経費科目が数多く確認された。前年の決算報告書において、予算を超過した経費科目は、流用額の欄で他の科目と調整

されていた。

規定を整備し、観光協会事業の会計とふるさと交流館の会計を完全に分けた会計処理を成し、総会で承認された事業計画と予算に沿った事業と会計処理を行うべきと思料する。

なお、会計処理において、不明なもの及び改善を要するものは、次の通り確認された。

- (1) 仮払金 24,290 円 (平成 25 年 1 月 24 日現在)
- (2) 不明勘定科目 14,706 円 (平成 25 年 1 月 24 日現在)
- (3) 仮受金 31,494 円 (平成 25 年 1 月 24 日現在)
- (4) 自家用車借上げ料として、毎月 10,000 円車輛整備事業で出金しているが、会計処理は旅費としている。
- (5) 仮払金を月平均 5～6 件起伝しているが、内容については、その必要のないものが多い。正規の勘定科目で処理すべきである。

4 貯金・預金通帳残高に関すること

ふるさと交流館事業の現金並びに全普通預金通帳(3冊)残高は突合している。観光協会事業の現金については、現金出納簿による確認はできず、普通預金通帳から出金された支払いのための現金が保管されていた。現金出納簿による現金管理を要するものと思料する。

まとめ

江田島市の持つ優れた観光資源を活用して、観光振興のためのイベントを企画して関係機関団体と連携し、県内外に情報発信されていることは窺われる。「江田島市」という商品を世間に売り出し、観光地として千客万来を目指し運営していくためのマーケティングには、宣伝費や接待費が必要と思われる。しかし、運営資金のほとんどが市の補助金で運営されている。公金でできる範囲を再考し、観光協会としての自助努力により運営されたい。

補助金等の交付条件とされている内容の中に、「本事業に要する経費の配分、又は内容の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を受けなければならない」と謳われている。特に遵守されるよう強く望む。また、職員への給与・手当等の支給について変更がある場合には会議を以て決定し、その議事録は保管されたい。

日常毎日のように、現金が動いている。この現金の大半は公金であり、加えて大切なお客様からの入金でもある。日々の現金の取扱について、慎重にかつ丁寧に処理することを強く望む。また、目視や口頭のみ確認に終わらず、日々の現金出納簿の管理を徹底して管理されることを切望する。